



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.127
10月号

第 62 回 栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者表彰 当協会から熊本理事、高橋理事が受賞されました

多年にわたり公衆衛生事業発展の活動が認められ、今年度の保健衛生事業功労者として当協会の熊本理事と高橋理事が大会長表彰を受賞されました。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県公衆衛生大会における表彰式は、各表彰部門の代表者のみ参加となりました。



【熊本理事】



【高橋理事】

○大会長表彰受賞者 熊本 範章 様
いずみ産業株式会社 代表取締役

熊本理事は、青年部立ち上げに尽力し、副部長として青年部運営の重責を果たしてこられました。その実績が認められ、平成 28 年理事に就任。現在、相談指導委員長として協会運営に参画するほか、(公社)全国産業資源循環連合会関東地域協議会建設廃棄物対策委員として、処理料金等の適正価格を確立するため、建設廃棄物の適正処理、再資源化を推進しています。自社においても、平成 26 年代表取締役就任。一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業、中間処理業及び解体業務を行い、廃棄物の適正処理、再資源化の推進を図るほか、宇都宮 C S R 推進協議会より宇都宮まちづくり貢献企業として認定されるなど環境保全だけでなく社会貢献にも取り組んでおられます。

○大会長表彰受賞者 高橋 昇 様
株式会社ワタル商事 代表取締役

高橋理事は、青年部員として各種事業活動及び協会が実施する事業への参加・協力を行うなど、青年部活動に貢献されました。その実績が認められ、平成 28 年に理事に就任。理事会では建設的な意見を述べ、協会の更なる発展に尽力しておられます。自社においても、平成 22 年代表取締役就任。一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業、行政より委託された家庭ごみの収集運搬業務を円滑に行い、廃棄物の適正処理、再資源化を推進しています。また、悪臭や騒音などで近隣住民に迷惑をかけないようこれまで以上に環境保全に配慮するなど、廃棄物処理業界のイメージアップに貢献しておられます。

第64回理事会を開催

9月16日(金)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第64回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事13名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 反社会的勢力排除のための研修会の開催
10月13日(木)、栃木県総合文化センターにおいて、最近の暴力団等の情勢や企業への暴力の実態と対策等の内容で開催することとなりました。
2. 産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催 (3ページ参照)
11月2日(水)、栃木県総合文化センターにおいて、直近の廃棄物処理法の関連事項や実際に起きた事例、行政処分等の内容で開催することとなりました。
3. トップセミナーの開催
12月9日(金)、栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物処理業における事業継承・M&Aの動向や事例等の内容で開催することとなりました。
4. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修
新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催中止となりました。
5. 排出事業者(団体)との意見交換会
新型コロナウイルス感染状況を踏まえ喫緊の課題がないため、開催しないこととなりました。なお、他団体から要請があれば検討いたします。

【報告事項】

1. 自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会の要望書
要望書の内容について報告しました。
2. 令和4年度上半期業務執行状況報告
今年度の上半期業務執行状況について報告しました。
3. 行政との意見交換会
当協会からの意見要望事項に対しての栃木県及び宇都宮市の回答内容のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から開催が延期になったことを報告しました。
4. 令和4年度委員会の開催結果
8月8日に栃木県立美術館普及分館において開催された概要等について報告しました。
5. 令和4年度災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練の開催結果
8月25日の県央地域、8月31日の県北地域、9月1日の県南地域で開催された概要等について報告しました。
6. 第62回栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者の受賞者 (1ページ参照)
当協会の受賞者について報告しました。
7. 会員の異動
代表者変更及び社名変更した会員があり、9月12日現在の正会員は194社、賛助会員は23社、合計217社であることを報告しました。
8. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
9. 協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定について報告しました。

産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催について

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項や産業廃棄物処理業界の動向等について研修会を開催いたします。今年度は「令和3年発出のタスクフォース通知を読み解く」及び「違反事例から学ぶ廃棄物処理法2022版」をテーマに直近の廃棄物処理法の関連事項や実際に起きた事例、行政処分等について解説したいと思います。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和4（2022）年11月2日（水）13：30～16：30
2. 場 所 栃木県総合文化センター 特別会議室（3F）
宇都宮市本町1－8 TEL028-643-1000
3. 内 容 ①令和3年発出のタスクフォース通知を読み解く
～1.一廃・産廃混合処理 2.実験実証について 3.地下工作物の存知～
②違反事例から学ぶ廃棄物処理法2022版
4. 講 師 BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明 氏
5. 定 員 70名
6. 受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員 無料
(公社)栃木県産業資源循環協会 非会員 3,000円

排出事業者における産業廃棄物の適正処理及び排出抑制に関する講習会について ～排出事業者・多量排出事業者に期待される責任と役割とは～

産業廃棄物の排出事業者は、従来から廃棄物処理法により大きな責務と排出抑制が求められていますが、プラスチックに関しては「プラスチック資源循環法」(R4.4.1施行)により、更なる新たな取組が求められています。

そこで、主として県内の産業廃棄物排出事業者・多量排出事業者の皆様を対象として、産業廃棄物（特に廃プラスチック類）の排出抑制や適正処理に関する講習会を開催します。

参加を希望される方は、公益財団法人栃木県環境保全公社までお問い合わせください。

TEL028-622-7654

1. 開催日時及び会場等
 - (1) 日時 令和4（2022）年11月29日（火）14：00～（13：30受付開始）
 - (2) 場所 栃木県教育会館（大ホール） 宇都宮市駒生1－1－6
 - (3) 定員 500名
2. 講習内容
 - (1) 第1部（産業廃棄物排出事業者向け講習会） 14：00～15：15
「プラスチック資源循環法の概要について」
【講師】環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 室長補佐 江藤 文香氏
 - (2) 第2部（産業廃棄物多量排出事業者向け講習会） 15：30～16：30
「ユニリーバのプラスチックへの取り組み：循環型社会に向けて」
【講師】ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社 パッケージ開発 山本 さや香氏
3. 主催者等
【主催】栃木県、宇都宮市、(公財)栃木県環境保全公社
【後援】(一社)栃木県解体工事業協会、(一社)栃木県建設業協会、
(一社)栃木県産業環境管理協会、(公社)栃木県産業資源循環協会、
(一社)栃木県造園建設業協会

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、協会の 宇都宮興産株式会社 に訪問しました。

1 会社概要

会社名：宇都宮興産株式会社 代表取締役 清本 龍司

住 所：栃木県宇都宮市陽南1丁目2番2号

TEL 028-658-5291 FAX 028-645-2906 ホームページ <http://www.u-kousan.co.jp>

創 業：昭和48年 7月 従業員69人

2 許可の取得状況

○産業廃棄物収集運搬業

栃木県(00900007187)、茨城県(00801007187)、群馬県(01000007187)、千葉県(01200007187)
埼玉県(01104007187)、東京都(13-00-007187)、福島県(00707007187)、新潟県(01509007187)

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

栃木県(00950007187)、茨城県(00851007187)、群馬県(01050007187)、千葉県(01250007187)
埼玉県(01154007187)、東京都(13-57-007187)、新潟県(01559007187)

○一般廃棄物収集運搬業

宇都宮市ごみ(宇都宮市許可第7号) 宇都宮市汚泥(宇都宮市許可第8号)
上三川町(上三川町許可第1022号) 芳賀町(芳賀町指令環第4-9号)

○浄化槽清掃業 宇都宮市(宇都宮市指令水生第500-6号)

○浄化槽保守点検業 宇都宮市(第44号) 栃木県(第1051号)

○一般建設業(栃木県知事許可(般-4)第15243号)

○古物商許可(第4-11230001216)

3 その他の事業

○ビル清掃業 ○一般廃棄物収集運搬業 ○し尿の収集及び運搬

○し尿浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬及びその維持管理 ○土木工事及び建築工事の請負業

○一般貨物自動車運送事業

4 会社から一言

私共宇都宮興産は、昭和48年に創業し、宇都宮興産と関わりのございました全ての方々のお陰様を持ちまして50年の節目を迎えようとしております。

50年の間に廃棄物業界を取り巻く環境は大きく変貌を遂げ、お客様のニーズ・社会情勢・関係法令等様々な変化がありました。当社と致しましては、そのような事象に対応すべく、日々知識と力量の向上を図りプロフェッショナルとしての自覚を常に持ち続ける事が大切であると認識し活動しております。

お客様のニーズに的確に応え、社会及び環境保全に貢献し、社会から必要とされる企業へと益々成長していく為に今後ともチャレンジしてまいります。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は建設系廃棄物の「誰が排出者か」ってことが1つのポイントとなる宿題でしたね。
では、さっそく宿題の確認。

宿題Q、次のうち、建設業から排出される産業廃棄物の処理に関し、正しいものはどれか。

- (1) 工作物の新築、改築又は除去に伴う産業廃棄物の排出者は発注者である。
- (2) 道路の清掃業務に伴い排出される廃棄物の排出者は受託業者である。
- (3) 木くずなどの産業廃棄物の処理を委託する場合は、再生処理であっても、委託契約書に施設の処理能力を記載しなければならない。
- (4) 系列会社の産業廃棄物は自社の産業廃棄物として処理しても違法ではない。
- (5) 解体工事現場で発生した産業廃棄物を産業廃棄物収集運搬業の許可がない下請け業者に運搬させても、自社運搬となるので違法ではない。

【解説】

- (1) 排出者は工作物の新築、改築又は除去を請負った元請業者となるので誤り。
- (2) 道路清掃に伴い排出される廃棄物の排出者は道路管理者となるので誤り。
- (3) 設問のとおりであり正しい。
- (4) 法人格が異なり、自社処理にあたらないので誤り。
- (5) 解体工事現場で発生した産業廃棄物の排出者は一般的には元請業者であり、下請業者運搬させることは廃棄物の運搬の委託にあたるので誤り。なお、平成22年の改正で、収集運搬業者の許可が不要となる（一定の条件下で極少量の産業廃棄物を運搬する等）ケースを規定している。

正解（3）

「排出者処理原則」とか「排出者責任」という言葉はよく聞きますが、実は廃棄物処理法には「排出者」という文言は登場しません。たいていは「事業者」＝「排出者」と捉えてもいいのですが、条文によっては「事業者」は生産者、販売者の意味で使用しているものもあります。これでは不法投棄などの不適正な処理が起きたときには都合が悪いので、平成22年改正で第21条の3という条文を創設して、建設系の廃棄物に関しては、工事の元請業者に責任があることを明確にしました。しかしながら、建設系以外の廃棄物はあいかわらず、条文上は誰が排出者かは不透明なままなんです。

そのため時折裁判も起こされていて、一番有名なのは「フジコー裁判」です。現在は既に廃止されていますが、この裁判結果を受けて旧厚生省は平成6年に通知を発出しました。

この判決文が「誰が排出者か」を一番言い当てていると言われているのですが、とても長い判決文です。そのため、この判決文の趣旨から排出者とは「一塊、一括の仕事を支配管理できる存在」とされています。

～廃棄物処理問題～

まあ、そう言われても、なんだか、わかったような、わからないような感じですね。排出者について興味を覚えた方は、過去の通知集で、「建設系」「清掃廃棄物」「残置廃棄物」「下取り」といった内容の物を検索してみてください。

ちなみにこういった条文に出ていない事項については拙著「どうなってるの？廃棄物処理法」や「重要通知と法令対応」「対話で学ぶ廃棄物処理法」などを読んでいただけるとうれしいです。ちょっと宣伝を入れてみました(^o^)(買うまでもないと思われた方は県立図書館にはあったと思いますから借りて読んで下さい。)

もう一つちょっと難しい複合問題。

Q、次のうち、店舗・事務所から排出される産業廃棄物の処理に関し、正しいものはどれか。

- (1) 店舗・事務所の清掃に伴う廃棄物は、清掃受託者が排出者となる。
- (2) 店舗・事務所の改築工事を発注した場合、この改築工事に伴い排出される廃棄物の排出者は元請業者である。
- (3) 不要となった金属製の事務用机・椅子、キャビネットを委託処理する場合であっても、再生処理（リサイクル）を委託する場合は書面による委託契約を締結する必要はない。
- (4) 不要となった金属製の事務用机・椅子、キャビネットを委託処理する場合であっても、数年に1回程度の場合はマニフェストを交付する必要はない。
- (5) 不要となったクリアファイルなどのプラスチック製事務用品の廃棄処理を委託する際、少量であれば、マニフェストの交付をもって委託契約の締結とみなすことができる。

【解説】

- (1) 店舗・事務所の清掃に伴う廃棄物は、建物の管理者が排出者となるので誤り。
- (2) 設問のとおり正しい。
- (3) 契約の締結に関しては、委託する産業廃棄物の量、回数、処分方法による例外規定がないので誤り。
- (4) マニフェストの交付に関しては、委託する産業廃棄物の量や頻度による例外規定はないので誤り。
- (5) マニフェストを委託契約書の代用とすることはできないので誤り。

正解（2）

では今回の宿題も排出者関連の問題としましょう。



宿題Q

建設廃棄物の不法投棄現場における産業廃棄物に関する法第18条に基づく報告徴収について、対象者とならないものは、次のうちどれか。

- (1) 投棄に全く関与、関知していない発注者
- (2) 元請業者
- (3) 運搬に関与したとの疑いがある下請業者
- (4) 運搬に関与したとの疑いがある孫請業者
- (5) 建設廃棄物を運搬したと疑われる運搬業者

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○令和4年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業

2022年8月4日、環境省は、プラスチック資源循環促進法に関連し、自治体及び事業者の新たな取り組みを支援する事業採択結果を公表しました。

内容は、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル推進として、青森県八戸市等の12件、地方公共団体が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルとして秋田県とJA大潟村との連携など4件が採択されています。プラスチック新法の認定制度との関連性は不明ですが、自治体関与等により自主的な取り組みの可能性を広げていくという動きは着実に進んでいます。

https://www.env.go.jp/press/press_00298.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年9月20日掲載)

○令和3年度環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書

2022年6月24日、環境省は、令和3年度環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書を公表しました。

この報告書では、環境産業について、「供給する製品・サービスが、環境保護（Environmental protection）及び資源管理（Resource management）に、直接的又は間接的に寄与し、持続可能な社会の実現に貢献する産業」と定義し、「環境汚染防止」、「地球温暖化対策」、「廃棄物処理・資源有効活用」及び「自然環境保全」の4つの分野に分けています。廃棄物処理・資源有効利用分野の2050年の市場規模は約52.3兆円となり、2020～50の年平均成長率は0.2%。構成比率は、「リフォーム、リペア」が34.8%と最も多く、「リース、レンタル」がその後に続くとのことです。廃棄物処理及びリサイクル事業の市場規模は今後縮小していくことが見込まれます。

<https://www.env.go.jp/press/111220.html>

<https://www.env.go.jp/content/000046487.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年9月12日掲載)

○環境ビジネスの動向把握・振興方策等に関する報告書

2022年6月24日、環境省は「環境ビジネスの動向把握・振興方策等に関する報告書」を公表しました。

SDGsを、どのように地域に密着したビジネスとして展開するか。その発想と具体例について、環境省は、令和3年度報告書「ローカルSDGs（地域循環共生圏）ビジネスの先進的事例とその進め方」を公表しています。資源循環ビジネスと廃棄物処理法の関係は、難しいものがあります。パートナーシップの形成と情報の可視化により、価値の向上と温暖化対策、少子高齢化社会への対応などが模索されています。

<https://www.env.go.jp/press/111221.html>

<https://www.env.go.jp/content/000043419.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年9月5日掲載)

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



安全帯から『墜落制止用器具』へ

2022年（令和4年）1月2日から、安全帯は『墜落制止用器具』へ完全に移行になりました。

産業廃棄物業の高所作業は、処理施設内のいろいろな場面でありますが、収集運搬車両の荷台上でも行います（図表1）。

2019年（平成31年）2月1日、法改正が施行になりました。構造規格が変更され、安全帯は『墜落制止用器具』となり、胴ベルト型とフルハーネス型の2タイプとなりました。高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して作業を行うときは、特別教育（学科と実技）が必要となっています。

新旧の見分け方は、図表3と4の赤枠を見てください。

図表1 墜落制止用器具の使用状況



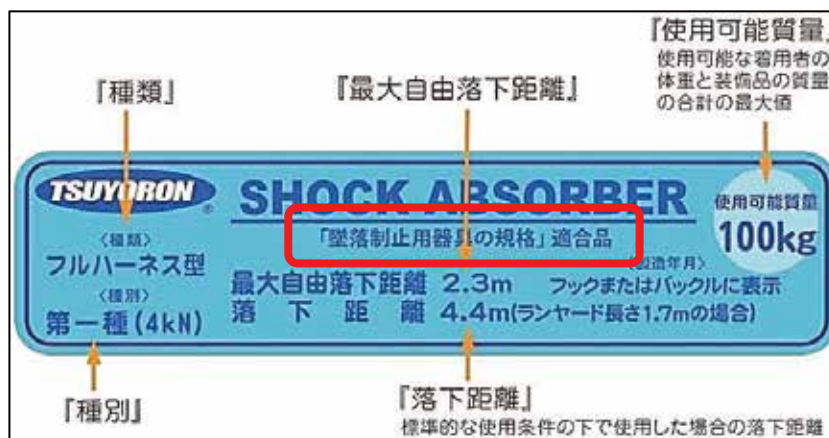
図表2 安全帯の規制に関する政省令・告示の改正スケジュール（厚生労働省）

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												✖

図表3 安全帯＜旧規格＞



図表4 墜落制止用器具＜新規格＞



CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

こんな時、どうするの？ 廃棄物処理法第 15 条の許可証が見当たらない



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

当社は産業廃棄物中間処理業（破碎）を実施しております。産業廃棄物の処理を当社に委託している方が処理状況の視察に来ることになりました。先方から事前調査票なるものが届きまして、その中に、廃棄物処理法第 14 条、第 15 条の許可証の写しを併せて事前に提出されたいとの依頼があり、第 14 条の許可証はあるのですが、第 15 条の許可証が見当たりません。第 15 条の許可証以外は何とか対応できそうなのですが、先方にどう説明したら良いのでしょうか。当社が受託しているものは、廃プラスチック類の破碎を受託しております。通常、このような対応は主人である社長がやっているのですが、入院してしまいコロナ禍もあり、連絡にも困っている状況でして、どう対応したらよいのでしょうか。

(回答 1)

廃棄物処理法第 14 条の許可は、収集運搬や処分業を営むための許可です。一方、第 15 条の許可は、廃棄物処理法に定められている許可施設を設置するための許可です。廃プラスチック類の破碎施設ですと、処理能力が 5 t/日を超える場合は許可が必要になりますが、5 t/日以下の場合、許可は不要になります。貴社が設置している廃プラスチック類の破碎施設の処理能力を確認し、5 t/日以下かどうか確認してください。5 t/日以下であれば 15 条の許可は不要である旨説明し、5 t/日を超えている場合は、県に相談し許可証の再交付をお願いするといいいと思います。

※今回のケースは、確認したところ処理能力が 5 t/日以下でした。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第 12 条第 7 項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（9 月 30 日現在、11 件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は 1 年間。
- 料金は 1 事業所、※年間 10 万円。（当協会の正会員及び賛助会員は 5 万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、8 月 31 日現在、正会員 194 社・賛助会員 23 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

電子マニフェスト 導入実務説明会

オンライン開催!!

導入の疑問を解消し、電子マニフェストを始めよう

排出事業者、処理業者、建設業者向けの説明会を開催いたします!

このたび、電子マニフェストをまだ導入されていない排出事業者、処理業者、建設業者等を対象にした「電子マニフェスト導入実務説明会」を開催します。

『電子マニフェストがどのようなものか知りたい』、『これから電子マニフェストを利用したい』等、電子マニフェストの導入をご検討されている事業者様は、ぜひ参加ください。

いずれも **参加費無料** となっています。

お早めに JW センターホームページよりお申込みください。

説明会参加者の声

- Web開催のため、気軽に説明会に参加できたのがよかったです。時間もちょうどよく画面もハッキリ見えたので特に問題なかったです。
- 思っていたより導入もしやすく、パソコン操作も簡単だと思いました。
- 説明会の内容と時間もちょうどよかったです。
- 今後も社内勉強会として活用したいと思いました。
- チャット形式で質問に答えていただいた時間が有意義で、疑問が解決できたので良かったです。

申込方法

パソコンから



JWNET
または
電子マニフェスト

検索
検索



画面下のご案内より
申込ページへアクセス可能!

スマホから

QRコードが便利



QRコードを読み込んで、直接申込ページへアクセス可能!

JWセンターホームページから
お申込みください。

開催日程

開催日程	定員	申込ページ	申込締切日
2022年10月21日(金) 13:30~15:00	80名	こちら	2022年10月7日(金)
2022年11月22日(水) 13:30~15:00	80名	こちら	2022年11月8日(水)
2022年12月6日(火) 13:30~15:00	80名	こちら	2022年11月22日(水)
2023年1月20日(金) 13:30~15:00	80名	こちら	2023年1月6日(金)
2023年2月7日(水) 13:30~15:00	80名	こちら	2023年1月24日(水)

開催日程

開催日程	定員	申込ページ	申込締切日
2022年11月16日(水) 13:30~15:00	80名	こちら	2022年11月2日(水)
2022年12月7日(水) 13:30~15:00	80名	こちら	2022年11月24日(水)
2023年1月26日(水) 13:30~15:00	80名	こちら	2023年1月12日(水)

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/setsumeikai_E.html

開催日程は裏面をご覧ください。

開催日程

排出事業者向け説明会

電子マニフェストの仕組みやメリット、導入に必要なもの、運用に当たっての留意事項等の説明のほか、マニフェストの登録、運搬・処分終了報告の確認については、システムの画面を表示してご説明いたします。

開催日	令和4年	令和5年
	10月21日(金)	1月20日(金)
	11月22日(火)	2月7日(火)
	12月6日(火)	

処理業者向け説明会

電子マニフェストの仕組みやメリット、導入に必要なもの、収集運搬業者として排出事業者のマニフェスト登録を支援する「現場登録支援機能」等の説明のほか、運搬終了報告・処分終了報告の方法については、システムの画面を表示してご説明いたします。

開催日	令和4年	令和5年
	11月16日(水)	1月26日(木)
	12月7日(水)	

建設業者向け説明会

建設業は排出事業者の中でも委託廃棄物の量が多く、排出事業場が頻繁に入れ替わるなどの特徴があります。また、下請け工事などでは運搬業者としてマニフェストに関わる場合もあります。こうした特徴を踏まえ、電子マニフェストの導入についてご説明します。

開催日	令和4年	令和5年
	12月16日(金)	2月17日(金)

定員

各回

80名

時間

各回

13:30
～
15:00

受講方法

- オンライン会議システム Webex (Cisco 社) を用いて説明会を実施します。
 - 参加者にはアクセス先 URL、アクセスコード等をお送りします。
- ※社内セキュリティ等の設定によっては Webex が利用できない場合があります。
社内の担当者に Webex の使用について、事前にご確認ください。

Web説明会の 注意事項

Web説明会の参加は、「アプリ版」「ブラウザ版」の2種類の方法があります。
いずれも事前に接続テストを実施してください。
ブラウザ版をご利用する場合は、JWセンターが実施する接続テストの日程がありますので、ホームページでご確認ください。

参加費は
無料
です

申込方法

JWNET	検索
または	
電子マニフェスト	検索

ホームページからお申込みいただけます。
なお、定員に達し次第締め切りとなりますので、お早めにお申込みください。



実施機関



公益財団法人
日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター)

お問合せ TEL 0800-800-9023

令和4(2022)年10月



身近で 起きている！ ヒートアイランド現象



宇都宮市内で行った宇都宮大学との共同研究により、栃木県でも「ヒートアイランド現象（都市化による気温上昇）」が起きていることが検証できました。



地球温暖化による**気温上昇**に
都市化の影響による**気温上昇**が
重なっている！

100年間の年平均気温（日本：都市化の影響が比較的小さい15観測地点）

日本の平均	約1.26℃上昇
栃木県（宇都宮市）	約2.38℃上昇

➡ 差は、**ヒートアイランド現象**も要因であると推測！

外気環境を調査



商業地区



住宅地区



農業地区

● ヒートアイランド現象

商業地区だけでなく、住宅地区でも認められました。

● WBGT(暑さ指数)※

昼間：住宅地区＞農業地区＞商業地区

住宅地区の熱中症リスクが高く日射を遮るとリスクが低下するとわかりました。

夜間：商業地区＞住宅地区＞農業地区

土地が建物や舗装などで被覆されているほど、熱中症に注意が必要とわかりました。

※詳しくはセンター通信21号参照

一般住宅で調査

住居の熱中症リスクを評価

エアコンを使用してもWBGTが上昇

エアコンは、設定温度だけでなく、室温計やWBGT計の値を目安に使用しましょう。

就寝時にエアコンを止めて扇風機にすると

WBGTが25℃（熱中症警戒）近くに。

熱中症は、朝方に発症することも多く、就寝中の高温や高湿度には注意が必要です。

設定温度は高めでも、上手に除湿

熱中症対策には、湿度を抑えることも有効です。エアコンの除湿機能の活用は、冷えが苦手な高齢者や子どもなどに、効果的な方法です。



ヒートアイランド(heat island=熱の島)現象 とは

都市の気温が周囲（郊外）よりも高くなる現象です。

年間を通じて生じていますが、特に夏季の気温上昇は人の健康にも影響するため、問題となっています。



宇都宮大学との共同研究結果は、こちら

栃木県気候変動適応センター【各種事業】

検索

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



Twitter

そろそろ新築マイホーム…そんな方必見★

とちぎ材を
使うと**最大**

50万円

もらえます！

地域材を使って
森林循環にも
貢献できる！



令和4年度

とちぎ材の 家づくり 支援事業

新築だけじゃない！

**増改築
でもOK！**



今、とちぎ材を使用してマイホームを
建てたり、増改築をすると支援金がもらえます！

1 新築事業なら

とちぎ材使用量に応じて

5～40万円

もらえます！

さらに
上乗せ！

いずれかを一定以上使用で

+10万円

- ・県産石材(大谷石)
- ・県産漆喰
- ・鹿沼組子または日光彫

2 増改築事業でも！

とちぎ材使用量に応じて

5～15万円

もらえます！

募集戸数/新築:500戸 増改築:200戸
募集期間/4期に分けて募集
(現在の募集状況はHPをご覧ください)

申請の
提出先

栃木県木材業協同組合連合会
〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1
電話:028-652-3687 ファクシミリ:028-652-1046

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送による提出をお願いします。

本事業は**フラット35借入金利**
から**－0.25%**される**地域連携型**
対象事業です。

※地域連携型対象事業に関する
詳細は右記HPをご覧ください。

住宅支援
機構HP



適用条件・住宅要件などの詳細はホームページよりご覧ください。

申請の手引や申請書のダウンロードもこちら▶

栃木県環境森林部

林業木材産業課 木材産業担当



028-623-3277

栃木県 家づくり



© 2022 ママトコドモト

高圧ガスの廃棄及び容器(ボンベ)のくず化(処分)中の事故防止について

高圧ガスは、高い圧力及びガスの性状（可燃性、支燃性、有毒性、超低温）に伴う危険性がありますので、次のとおり取扱いには十分注意してください。

- くず化作業は、容器の中のガスを完全に抜き取り、ガスが入っていないことを確認した後に行ってください。特に、可燃性ガスの容器をくず化するときは、水で置換するなどして内部の可燃性ガスを完全に放出してから行ってください。
- くず化作業の経験のないガス成分が充填された容器及びくず化作業の経験のない型式の容器等については、くず化作業の方法やその手順等について、安全面で問題がないか、高圧ガス容器検査を行っている業界団体のマニュアル等で十分確認した後に作業を行ってください。
- 「高圧ガスの廃棄に関する規定」を遵守してください。



【写真】破裂した容器の例（県撮影／高圧ガス保安協会ホームページからの引用）

◆ 高圧ガスの廃棄に関する規定

（一般高圧ガス保安規則第 62 条、液化石油ガス保安規則第 60 条及び冷凍保安規則第 34 条）

- (1) 廃棄は、容器とともに行ってはいけません。
- (2) 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近(8m 以内)を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ行ってください。
- (3) 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつ行ってください。
- (4) 可燃性ガス又は毒性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じて行ってください。
- (5) 酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後に行ってください。
- (6) 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講じてください。
- (7) 充てん容器等のバルブは、静かに開閉してください。
- (8) 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、温度 40 度以下の温湯を用いる等、容器等が高温にならないための措置を講じてください。

中禅寺湖に広がる紅葉と歴史を堪能

明治中頃から昭和初期にかけて、中禅寺湖畔には各国の大使館をはじめ多くの外国人別荘が建てられ、国際避暑地としてにぎわいました。

英国大使館別荘記念公園、イタリア大使館別荘記念公園は、中禅寺湖畔の豊かな自然や国際避暑地の歴史が感じられる公園です。



英国大使館別荘記念公園



園内の建物は、英国の外交官で明治維新に大きな影響を与えたアーネスト・サトウの個人別荘として明治29（1896）年に建てられ、その後、英国大使館別荘として長年使われてきた姿に復元したものです。

内部では、国際避暑地としての歴史や当時の英国文化について紹介しています。

また、2階の広縁からは、サトウが愛した中禅寺湖畔の「絵に描いたような風景」を満喫できます。



イタリア大使館別荘記念公園



園内の建物は、昭和3（1928）年にイタリア大使館の別荘として建てられ、平成9（1997）年まで歴代の大使が使用していたものです。

「本邸」は床板や建具・家具などをできる限り再利用して復元し、副邸は往時の歴史を紹介する「国際避暑地歴史館」として整備しています。

窓をフレームにして見る紅葉は格別です。

英国・イタリア大使館別荘記念公園

- 場所 栃木県日光市中宮祠2482（県営歌ヶ浜駐車場から徒歩約15分）
- 入館料 大人（高校生以上） 通常料金 300円 / 両館共通券 450円
小人（4才～中学生） 通常料金 150円 / 両館共通券 200円
- 開館期間 4月／11月11日～11月30日 9:00～16:00 / 5月～11月10日 9:00～17:00
- 休館日 5月～11月無休 4月曜日（祝日の場合、翌日以降に振り替え）

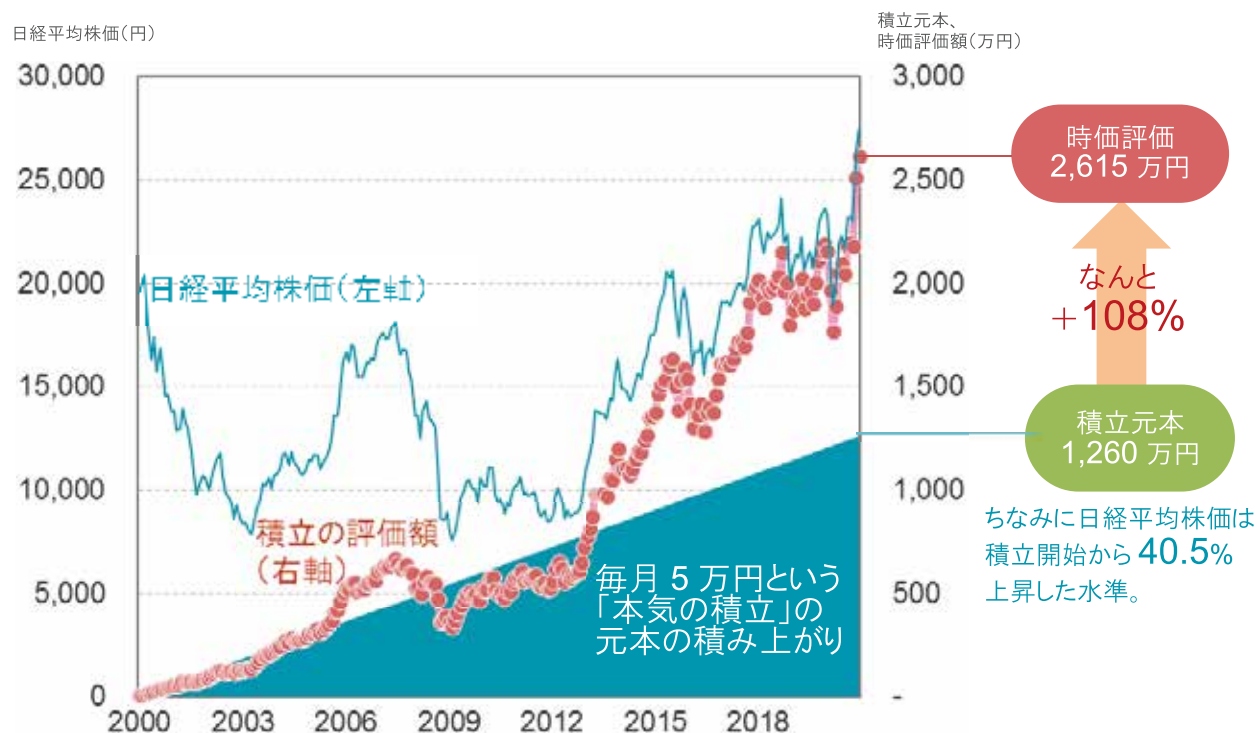
お金のはなし（第14回 積立をするなら「本気の積立」を）

【積立投資信託は「下がって戻っただけでも利益が出る不思議」が魅力】

下のシミュレーション結果には驚かされます。日経平均株価が約2万円の時に毎月5万円の積立投資信託を始め、2度の大きな下落を経て結果的に約20年後の日経平均株価は約40%上昇した水準（約2万8千円）である一方で、続けてきた積立投資信託の時価評価額は積立した元本に比べて108%もプラスでした。

これはひとえに、相場が下落して株価が安い時に、低い基準価額（投資信託の値段）で投資信託の口数をより多く「ため込んで」きたことが、ここ数年の相場上昇時に効果を発揮した状態だと言えます。また、毎月の積立が「本気の積立」と言える月5万円であったことで、このケースではシミュレーションの終了時点で2,600万円以上の価値を手に入れていることになり、相場下落時にも積立を止めずに踏ん張って続けたことが十分に報われています。

●積立投資信託の不思議(シミュレーション)



●期間：2000年1月末～2020年12月末 ●各月末の日経平均株価に定額積立をしたと仮定したシミュレーションです。税金・手数料等は考慮していません。 ●資産運用に関する考え方を示すことを目的としたものであり、特定の商品の利回り等を保証・示唆するものではありません。 ※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成 ※データは過去のものであり、将来を約束するものではありません。

次のページでお示しする『積立投資信託の不思議』の理屈の概念図においても、基準価額が下がっているのにも関わらず、積立投資信託は利益が出ていることが確認できます。もちろん「基準価額が下がったタイミングでも購入し、全体の口数が増えた後に基準価額が上がっている」ことがポイントであり、積立投資信託が「必ず利益を生み出す魔法の仕組み」などではないことには十分ご注意ください。

●「積立投資信託の不思議」の理屈



●基準価額は1万口当たりで表示する慣習があるため、取得口数を求める際には最後に10,000を掛けます。●手数料を考慮していません。

一方、「一括買い（一度にまとまった金額分を買うこと）の方が良いか、それとも積立の方が良いか」という、買い方の手法としての優劣は議論をしても意味がありません。もし、買った後にずっと上がっていくのなら、最初に「ドン」と買う方が良いに決まっているからです。積立投資信託とは、投資手法の優劣で選ぶものではなく、今「ドン」とまとまった投資をするお金はないけれども、将来に向けてコツコツ頑張りたい人が選ぶ方法であり、投資手法の優劣を論じること自体がそぐわないのです。

重要なことはひとつだけです。積立を続けている途中で必ず訪れる相場の下落時に、「**基準価額下がっても嬉しい仕組みなのだから**」、「**基準価額上がるのは、口数がしっかり溜まったずっと先で良いんだ**」と、将来膨れ上がるだろう価値のために我慢して、**積立を止めない**ことです。

【「インデックスなのか. アクティブなのか」だけでなく、「コンセプト」にも着目を】

投資信託の中に組み入れる銘柄を選別する「アクティブファンド」はコスト（購入時の手数料や、保有期間中に自動的に支払われている信託報酬など）が高く、日経平均株価などの特定の指数に連動する形で基準価額が変動する「インデックスファンド」には長期的には価値の膨れ上がり方で劣りがちなものだから、インデックスファンドの方が投資に適している。その中でコストの安いものから選ぶのが最善である——といったメディアの論調がたまに目に留まります。

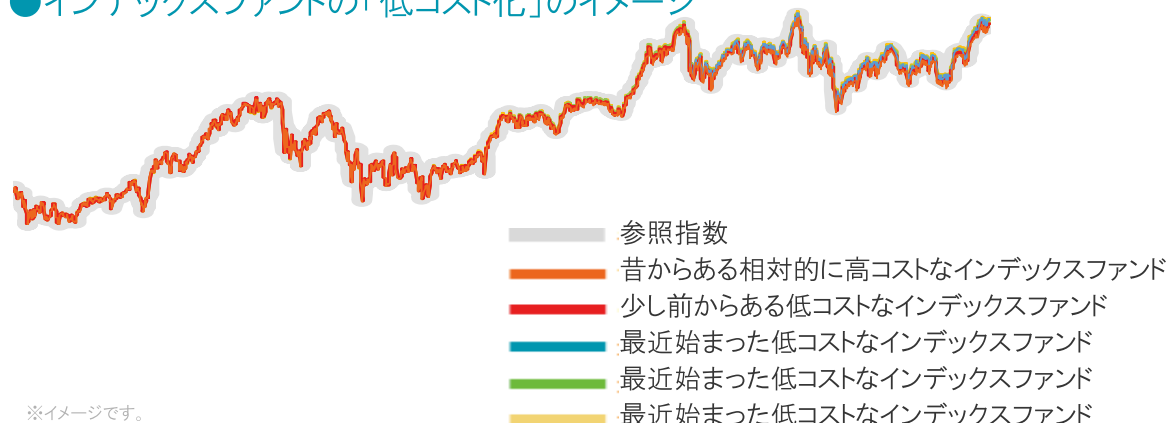
まず理解したい大原則は以下のポイントです。

インデックスファンドは、専門の指数業者が日々発表する指数に日々の値動きを連動させることが目的の投資信託であるため、どれだけ運営コストである信託報酬が低くても、そもそもリターンがその指数を大きく超えることはない(できない)。

～お金のはなし（足利銀行）～

下のイメージ図にある通り、信託報酬が異なるなどの投資信託も、同じ指数を参照するインデックスファンドである限り、背景のグレーの指数通りに推移していきます。なので、折れ線の高低に差がほとんど生まれないことが見て取れます。信託報酬が低いことは、ファンドマネージャーにとっては指数との連動性を高めやすくなるメリットではありますが、だからといって指数を外れてどんどん上がるわけではない（上がってはいけない）のがインデックスファンドなのです。

●インデックスファンドの「低コスト化」のイメージ



なお、インデックスファンド以外をすべてアクティブファンドとしてしまう伝統的な分類方法は少し無理があるかも知れません。株式ファンドは現在、以下の3つに分類するのが適切と考えられます。

1 指数連動型

- いわゆるインデックスファンド
- 特定の一般的な指数に連動するように運用
- 運用成果は指数次第

2 指数意識型

- 業種などを限定しない、いわゆるアクティブファンド
- 特定の一般的な指数をベンチマークとして意識しながら、「指数+ α 」をめざして運用
- どうしても指数との被りが多くなり、値動きも似る結果、インデックスファンドとの「勝ち負け」の議論になりがち

3 コンセプト型

- 業種やテーマ（投資アイデア）を絞り込むタイプ
- 一般的な指数を意識せずに運用（指数との勝ち負けを目的にしない）
- これまで適切な分類がなかったため、②と一緒にされてきた。

「アクティブファンドの多くは各指数の伸び率ほど基準価額を上げていないから、運用はインデックスファンドで良い」という考えは、過去に投資信託商品として多かった②における、ベンチマークとの勝ち負けのことを言っている場合が多いです。

近年の、いわゆる「テーマ型」に分類される③は、そもそも一般的な指数を意識しないもの

～お金のはなし（足利銀行）～

が多いため、インデックスファンドとの優劣の議論(アクティブ運用の有効性とコスト批判)自体が当てはまりません。検討すべきなのは、**投資対象とする産業の絞り込みや、投資アイデア自体をどう考えるか**でなければなりません。

今回は、ファンドの買い方・選び方として『低コストのインデックス型が一番！』でなく『コストよりもリターンが優先』と「純資産が多くて信託期間が無期限のファンドが一番いい？」についてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%(税込)）がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客さまの“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検 索



栃木県立美術館
開館50周年記念

印象派との出会い
—フランス絵画の100年 ひろしま美術館コレクション—

Encounters with Impressionism:
From the Hiroshima Museum of Art Collection

2022.10/22[土]—12/25[日]

開館時間: 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)
休館日: 月曜日

主催: 栃木県立美術館、下野新聞社、共同通信社

特別協力: 公益財団法人ひろしま美術館

後援: 朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFM ミヤラジ、
NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、
東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、
毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

観覧料: 一般 1200(1000)円、大高生 600(500)円、中学生以下無料
*()内は20名以上の団体 *無料日 11月3日[木・祝(文化の日)]
無料日はオンラインによる事前予約が必要です。
当館ホームページをご確認ください。

モネ、ルノワール、セザンヌ、ゴッギャン、マティス、フジタ、黒田清輝、
シャガール

21

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一許可証の変更等について一

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

☐氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

☐廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

一編集後記一

先月、台風が何回か発生し、日本付近を通過しましたが、幸いなことに栃木県ではさしたる被害は発生しませんでした。このまま行けば今年も大きな自然災害は発生しないのかなと思います。いやいや、地震はいつ来るかわかりません。災害は忘れた頃にやってくるといいますので、常に心に留め忘れないようにしたいと思います。

来年 5 月に開催される G7 サミットに伴う閣僚会合のうち、男女共同参画・女性活躍担当相会合が日光市で開催されることになり、本県の魅力を世界にアピールするチャンスが到来しました。その頃にコロナは落ち着いているのか気になりますが、楽しみがまた一つ増えました。

国民体育大会もコロナ禍により、鹿児島大会、三重大会が中止になりましたが、無事、第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ大会」が開催されております。コロナ禍の中、何とか、無事に、何事もなく、天皇杯、皇后杯の獲得を。

一事務局だより一

☆ 9 月 1 日（木）～ 2 日（金）

収集・運搬課程講習会（新規及び更新）、処分課程（更新）、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会が、宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、中指事務局次長と藤平主査が運営にあたりました。

☆ 9 月 14 日（水）

青年部関東ブロック幹事会が、ハイブリット形式において開催され、小林部長、山本副部長が出席しました。

☆ 9 月 22 日（木）

青年部役員会が、宇都宮市内において開催され、小林部長をはじめ 10 名が出席し、諸課題について協議しました。